

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年3月12日(平成27年(行情)諮問第113号)

答申日：平成29年9月4日(平成29年度(行情)答申第186号)

事件名：平成25年度自殺未遂者ケア研修に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書(以下「本件請求文書」という)の開示請求に対し、別紙2に掲げる文書(以下「本件対象文書1」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が別紙3に掲げる文書(以下「本件対象文書2」という。)を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、別紙4に掲げる文書(以下「本件対象文書3」といい、本件対象文書1及び本件対象文書2と併せて「本件対象文書」という。)を対象として改めて開示決定等をすべきであり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙5に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年11月14日付け厚生労働省発障1114第1号により厚生労働大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

異議申立人による電話での問い合わせに対して、厚生労働省の本件開示請求の担当者は、当該研修会を報知するために厚生労働省内で遣り取りしたメールが一部残っていると言う。しかし、そのメールは情報公開請求の適用対象外と判断したとのことである。その適用除外との判断が不当である。情報公開法に基づいた開示請求では、一般に電子メールは情報公開法の対象となっており、現に複数の自治体で開示になっている。

目下、精神医療に対する国民の関心が過去に類を見ないまでに高まっ

ており、当該研修のような国家による精神医療関連の開催は、主催者たる国民が積極的に監視していくことが肝要である。

また、情報の検索が不十分であって、対象情報は他にも存在する。

さらに、非開示部分は、法5条2号イにも4号にも6号ロにも全て該当しない。たとえば、2号イに該当したとしても、同号ただし書きに該当する。

たとえば、委託業者の担当者名、電話番号、メールアドレスは一般に情報公開で開示と決定する情報であるにもかかわらず、非開示とすることは違法である。

(2) 意見書1

ア 文書の新たな特定について及び新たに特定された文書についての要望

主に本件開示請求に係る研修会に関する電子メールおよびその電子メールに関する文書を念頭に置いたものであり、情報提供を受けた文書は新たに特定すべき文書とは主張しない。

開示請求には電子メールを含む旨を記載しておいたが、原処分を受けて厚生労働省の担当者に電話連絡した際には、電子メールは情報公開の対象にならないとの判断であった。この異議申立をしなければ、電子メールは開示情報に含まれぬままであったのである。

処分庁は、電子メールが原処分当初には情報公開の対象だと捉えていなかった根拠を明示すべきである。

また、処分庁は、その電話連絡時には、当該電子メールのうち、残っている電子メールと残っていない電子メールとの両方があると回答していたにもかかわらず、理由説明書においては、「なお、当該電子メール（添付ファイルを含む）自体は、保存の必要がないため廃棄しており、これを保有していない。」と主張していることが公文書管理の観点からも情報公開の観点からも著しく不当であり不合理である。

電子メールも行政文書であることは異論がないのであるから、電子メールに関する取得、作成、保存、廃棄および分類、保存期間、それらの変更等を定める規則を設けるべきである。

また、研修会や勉強会や講演会といった事業は、すべて録音と録画をし、情報公開請求に対して開示すべきである。

イ 不開示情報該当性についての反論

(ア)～(エ)は諮問庁が理由説明書第3の1(3)イで付したものと同一ものとする。

(ア) 全て法5条2号イに該当しない。また、たとえ法5条2号イに該当したとしても、対象情報の研修が自殺未遂者ケアというきわめて

センシティブな内容であり、厚生労働省がいかなる事業者に委託しているかを具体的に知ることは自殺未遂者の生命、健康、生活、財産を保護するために必須であり、開示することが認められる方法であるから、公益上の理由による義務的開示に当たるただし書き生命等保護規定に該当する。くわえて、異議申立人は、松戸市特定協議会が主催して松戸市立の常盤平保健福祉センターの職員が講師を務めた自殺対策のゲートキーパー養成研修に参加したことがあるが（添付資料1）、その研修の最中、受講者や社会福祉協議会の者が自殺しようとしている人について「俺なら早く死ねって言っちゃよ！」、「死ぬんなら、とっとと死ねって言ってやるよ！」などと会話しており、啞然としたことがある。このようなことが現に起こっているのであるから、国がどのような事業者に自殺未遂者ケア研修を委託し、その委託に当たっていかなる情報から業者を選定しているかを知ることにもまた、自殺未遂者の生命、健康、生活、財産を保護するために必須であり、開示することが認められる情報であることから、輪をかけて公益上の理由による義務的開示に当たるただし書き生命等保護規定に該当する。

委託業者の担当者名・担当者の電話番号・担当者のメールアドレスは、事業を営む個人の当該事業に関する情報ではない。

法人情報による非開示は、通常他人に知られたくないでは足りず、その情報が公開されることで当該法人の正当な権利利益が害される客観的具体的な蓋然性がなければならない（添付資料2）。

実際、複数の自治体や独立行政法人では、各自治体の情報公開条例や独立行政法人等の情報の公開に関する法律の規定に基づいた情報公開請求又は各自治体の情報公開条例の規定に基づいた開示申し出に対して開示になっている。それらと同じ行政機関等では、法と同様の規定を有しており、処分庁が非開示の根拠とした規定と同じ規定を有しているにもかかわらず、開示になっているのである（添付資料3）。それでもなお、当該情報が公になると当該法人の権利利益が害されると主張するならば、静岡県、独立行政法人医薬基盤研究所といった数多の情報公開実施機関が、公務員等の担当者名・担当者の電話番号・担当者の電子メールアドレスにとどまらず民間職員の担当者名・担当者の電話番号・担当者の電子メールアドレスまで情報公開請求で開示していることで当該法人の権利利益が現に害されていることを明示すべきである。しかし、それらの機関に関して、法人から訴訟提起はなされておらず、情報公開の主権者たる市民からも業者の担当者名・担当者の電話番号・担当者の電子メールアドレスまでは出すべきではないというパブリック・コメントも

出されず、マス・メディアも業者の担当者名・担当者の電話番号・担当者の電子メールアドレスまで開示することを批判する報道をせず、業者の担当者名・担当者の電話番号・担当者の電子メールアドレスを開示するなという市民運動も起こらず、情報公開において業者の担当者名・担当者の電話番号・担当者の電子メールアドレスまで出すのは法人の正当な権利利益の侵害ではないかという議会質問も存在しない。現に業者の担当者名・担当者の電話番号・担当者の電子メールアドレスが開示になっても、法人の権利利益が害されていないと如実に示しているのであるから、処分庁のおそれることは杞憂である。これらの事実は、本件で業者の担当者名・担当者の電話番号・担当者の電子メールアドレスまで開示しても、当該法人の権利利益が害される具体的で客観的な蓋然性がないということである。

一般に、相手方の氏名及び連絡先は、先方が医療や司法といった人間の生き死にや人権の制限に密接に関わる分野であれば、同号ただし書きおよび公益上の理由があると認められるため、開示すべきである。先方の携帯電話番号、電子メールアドレスも、仕事用であるから、公開しても当該法人の権利利益を害するおそれはない。

そして、上記自治体の情報公開条例は、開示請求権を何人と規定しているか、または、開示請求権を広義の住民に限定していても開示申し出の権利を何人と規定している。さらに、独立行政法人等の情報の公開に関する法律は、開示請求権を何人と規定している。

契約実績は、一般に、業者自身がホームページ上やパンフレット・案内書等で進んで公開している内容である（添付資料3～5）。さらに、行政機関がどのような契約実績のある業者に委託しているかを知るとは、オンブズパーソンの活動を遂行する上で、その出資者が誰であるかを知ることとともに、必要不可欠である。

再委託業者の法人名は、再委託だからといって非開示にすべき理由がなく委託業者同様に開示すべきである。

収入支出決算（見込）書抄本の金額部分は、見込みとあるとおり処分庁によって予想された金額であり、その金額が公益・国益に反し省益のために過多にまたは仮称に見積もられていないかどうかを主権者が監視するために開示すべきである。

開札調書の落札業者以外の業者の法人名、順位、入札金額は、自殺未遂者ケア研修という極めてセンシティブな事業に対して落札業者以外にいかなる業者が関心を抱き、本来自殺対策を営利としては不謹慎であるが、どの程度の意気込みがあったかを外部からチェックするためにも必要な情報である。

金融機関名、店舗名、債主コードは、一般に情報公開請求に対して開示になる情報である。実際に、船橋市教育委員会は、船橋市情報公開条例の規定に基づく情報公開請求に対して、群馬県は、群馬県情報公開条例の規定に基づく情報公開請求に対して、それぞれ開示している（原文ママ）（添付資料6、7）。預貯金種別、口座番号は、金融機関名、店舗名、債主コード同様に、当該金融機関の当該店舗を実際に利用しているのかを確認するために必要な情報であり、いわゆる預けという手法で金銭を「プール」していないかを監視するために当然開示すべき情報であり、いわゆる預けという手法で金銭を「プール」していないかを監視するために当然開示すべきである。金融機関が実在するか、店舗名が当該法人の住所から大変遠方にあるかどうか、といった情報は、事業が適切に行われたことを監視するために必要である。パスワードがわからなければ、預貯金を下ろされる心配はなく、万一、勝手に預金された場合は、入金時に連絡先を入力・記入することになるためその連絡先に問い合わせれば十分である。

資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の付与数値合計、等級、発行番号、受付機関番号、受付番号は、一般に情報公開請求に対して開示になる情報である。実際に、船橋市教育委員会は、船橋市情報公開条例の規定に基づく情報公開請求に対して収受の記号番号、許可番号、予約番号、調停番号、担当者番号まで開示した（添付資料6）。群馬県は、群馬県情報公開条例の規定に基づく情報公開請求に対して登録番号、一般社団法人の作成した文書中の受理番号まで開示した（添付資料7）。

船橋市情報公開条例も群馬県情報公開条例も、ともに、開示請求権を何人と規定している。したがって、非開示にする理由がない。

(イ) 実際に、非常に多くの自治体で法人等の印影を公開しているにもかかわらず、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な権利を害」しておらず、「偽造され犯罪の予防に支障を及ぼ」していない（添付資料※）。ゆえに、法人等の印影は、法5条2号イにも4号にもともに該当しない。たとえ法5条2号イに該当したとしても、事業が自殺未遂者ケアという極めてセンシティブな内容であるから、ただし書きに該当する。

また、厚生労働省は、法人等の印影を開示する府省のほずである（添付資料8）。

(ウ) 予定価格及び平成25年度歳出概算要求額査定表は、過去の情報であり、入札が終了したものであるから、法5条6号に該当しない。さらに、主権者は、いかなる行政機関も談合等をしていないかどうか

かを監視する権利がある。

(エ) 上述のとおりである。

ウ 文書廃棄等の罰則の新設の要望

本件の電子メールのように、意図的な廃棄、誤廃棄によって情報隠蔽が繰り返されているため、我が国同様に中央集権国家であり地方が中央に先行して情報公開法を制定した東アジアの国家に当たる韓国の公文書管理法のように処罰規定を設けるべきである（添付資料9）。

（添付資料省略）

(3) 意見書2

ア 出資者の氏名、経歴、資格は、出資者という性質から、説明責任があり公表慣行が認められるため、法5条1号ただし書イに該当する。

たとえ、出資者の氏名が不開示妥当とされたにしても、氏名が不開示となった以上、経歴、資格は、個人の権利利益を害するおそれがないものとして開示すべきである。出資者の氏名、経歴が不開示妥当とされたにしても、せめて資格だけでも開示すべきである。

イ 委託業者の担当者名、メールアドレスについても、委託業者に当該研修に関する問い合わせ時に必要な情報であるため、説明責任があり公表慣行が認められるため、法5条1号ただし書イに該当するとして開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件異議申立ての経緯について

本件異議申立ては、異議申立人が平成26年9月15日付け（同月18日受付）で行った「厚生労働省主催「第5回自殺未遂ケア研修会」平成26年2月2日（日）について厚生労働省が作成または取得した情報全て。たとえば、起案や議事録・会議報告書やアンケートや当日配布資料や講演者の選定・謝金・旅費の資料やチラシ広告・インターネット上の告知等の印刷及び設置及び配布や参加者数・申し込み者数・キャンセル数など、とにかく全て。」の開示請求に対し、処分庁が平成26年11月14日付け厚生労働省発障1114第1号により行った原処分を不服として、平成26年12月9日付け（同月12日受付）で提起されたものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、異議申立人が開示を求める部分のうち、平成25年度自殺未遂者ケア研修の開催案内を厚生労働省ホームページに掲載するための依頼を行う際の電子メール及び当該メールに添付されたホームページ登録様式については、これを新たに開示請求対象行政文書と

して特定することとし、その余の部分については、法5条2号イ、4号及び6号口に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象行政文書の特定について

本件対象文書は、「平成25年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」の調達に係る一般競争入札について」の起案文書、「平成25年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」の委託契約の締結について」の起案文書、「平成25年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る委託費の精算について」の起案文書、「平成25年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る入札公告、「平成25年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る入札説明書、「平成25年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る予定価格調書、「平成25年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式の委託費の精算について」委託先宛通知、「平成25年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式に係る精算について」官署支出官宛通知、「平成25年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る確認調書、「平成25年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る支出負担行為決議書、「平成25年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る支出決定決議書、「平成25年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る精算払請求書、「平成25年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る応札した団体の提出書類及び厚生労働省ホームページに掲載した「平成25年度自殺未遂者ケア研修」の告知である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 本件対象行政文書のうち、委託業者の担当者名・担当者の電話番号・担当者の電子メールアドレス・契約実績・出資者、再委託業者の法人名、収入支出決算(見込)書抄本の金額部分、開札調書の落札業者以外の業者の法人名・順位・入札金額、支出負担行為決議書・支出決定決議書・精算払請求書の金融機関名・店舗名・預貯金種別・口座番号・債主コード、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の付与数値合計・等級・発行番号・受付機関番号・受付番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、法5条2号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法人等の印影については、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であ

り、また、偽造され犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、法5条2号イ及び4号に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 予定価格及び平成25年度歳出概算要求額査定表については、公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、国の財政上の利益を不当に害するおそれがある情報であり、法5条6号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 「平成25年度自殺未遂者ケア研修」の告知については、原処分特定したもの外、開催案内を厚生労働省ホームページに掲載するための依頼を行う際の電子メール及び当該メールに添付されたホームページ登録様式を保存のために紙媒体に印刷したものが存在するため、これを新たに本件対象行政文書として特定することとする。(当該メールに添付されたPDFファイルは原処分特定したものと同一)

なお、当該電子メール(添付ファイルを含む。)自体は、保存の必要がないため廃棄しており、これを保有していない。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立ての理由として、異議申立書の中で、「情報の検索が不十分であって、対象情報は他にも存在する。」と主張するが、本件対象行政文書特定に際しては、電話にて異議申立人に連絡をとり、本件対象文書に該当すると思われる行政文書の名称をあらかじめ提供し、同意を得た上で本件対象文書を特定したため、異議申立人の主張は失当である。

(5) 結論

以上のとおり、本件対象文書については、平均25年度自殺未遂者ケア研修の開催案内を厚生労働省ホームページに掲載するための依頼を行う際の電子メール及び当該メールに添付されたホームページ登録様式を新たに特定することとし、その余の部分については、法5条2号イ、4号及び6号ロに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 諮問庁が不開示を維持すべきと考える部分のうち、委託業者の担当者名、担当者のメールアドレス、出資者の氏名、経歴、資格は、法5条2号イに加え、法5条1号にも該当するため、以下に法5条1号該当性について説明する。

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別する

ことができることとなるものを含む。)又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) なお、担当者の電話番号は、当該研修事業の会場である特定施設の電話番号であり、当該特定施設のホームページで公開されているものであることから、諮問に当たり開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年3月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 同年4月8日 異議申立人から意見書1及び資料を收受
- ⑤ 平成29年3月14日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月20日 異議申立人から意見書2を收受
- ⑦ 同月23日 委員の交代による所要の手續の実施、
本件対象文書の見分及び審議
- ⑧ 同年8月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書(別紙1)の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書1(別紙2)を特定し、法5条2号イ、4号及び6号口に該当するとして、その一部を不開示とする原処分を行った。これに対し、異議申立人は、原処分を取り消し、請求した文書の全部開示を求めているが、諮問庁は、諮問に当たり、本件対象文書2(別紙3)を新たに特定するとともに、本件対象文書1の不開示部分の一部を新たに開示し、その余の不開示部分については、法の適用条項に同条1号を追加し、同条1号、2号イ、4号及び6号口に該当するとして原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書1の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書1の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

「平成25年度自殺未遂者ケア研修」(ファイル名)は、担当課の執務室内で保存しており、原処分において特定した本件対象文書1の他に本件対象文書2がつづられていた。

原処分において、異議申立人に電話連絡をとった際は、当時の担当者

が電子メール及びその添付文書は、紙媒体に印刷したものであっても情報公開の対象にはならないと解釈を誤り、その存在を伝えなかったものであり、これらについては、諮問に当たり新たに本件対象文書2として特定した。

「平成25年度自殺未遂者ケア研修」（ファイル名）につづられている文書は、本件対象文書1及び本件対象文書2以外に存在しない。

その他、開示請求書に記載されている文書については、

ア チラシ広告については、チラシによる広告は行っていないので保有していない。

イ 議事録については、別紙2の文書13（以下、文書番号は別紙2のもの）の149頁の①要員配置体制の「補足」欄の下から3行目に「議事録作成」と、また、②作業計画の下から2行目に「議事録のとりまとめ」と書かれているが、平成24年度まで作成していたため誤って記載したもので、平成25年度は作成していない。

ウ 配布資料については、講演者が作成するが、厚生労働省においては取得・保有していない。

エ 講演者の選定については、選定の手順に決まりはなく、本件については、厚生労働省担当官と特定学会とで協議を行い、選定していたと考えられるが、その記録等はない。

- (2) 当審査会において開示請求書を確認したところ、備考欄に記載されている会議報告書（別紙4の1及び2）が本件対象文書として特定されていなかった。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対して確認させたところ、当該文書は、本件開示請求とは別に異議申立人に郵送したので、特定しなかったとのことであった。

さらに、諮問庁から当該文書の提出を受け、確認したところ、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載されている「当日配布資料」に関連する文書として「講義資料」及び「アンケート結果」がつづられていたことから、請求のあった文書の一部は、本件開示請求とは別に異議申立人に開示したものと認められる。しかしながら、当該文書を開示請求の対象から除外することについて異議申立人の了解を得て、法4条2項の規定により、開示請求書の「請求する文書の名称等」欄から削除する補正が行われていない以上、本件請求文書に該当する文書として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

- (3) 諮問庁が、追加して特定するとしている本件対象文書2は、平成25年度自殺未遂者ケア研修の開催案内を厚生労働省ホームページに掲載するための依頼を行う際の電子メール及び当該メールに添付されたホームページ登録様式を紙媒体に印刷されたものであるが、ホームページ登録

様式と異なる名称のファイルも添付されていることが認められた。これらのファイル（別紙４の３）も本件請求文書に該当すると認められる。

（４）したがって、厚生労働省において、本件対象文書２に加え、別紙４に掲げる１ないし３の文書（本件対象文書３）も追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

３ 本件対象文書１の不開示情報該当性について

（１）当審査会において確認したところ、開示実施文書においてマスキングされた部分の一部（経費積算内訳（文書１の２２頁及び文書６の１４０頁）及び平成２５年度収入支出予算（見込み）書抄本の収入及び支出欄（文書２の７６頁））について、行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認められた。

その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分」への記載漏れとのことであった。

しかしながら、原処分については、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われていたと解すべきであり、上記部分は原処分（行政文書開示決定通知書）において開示された部分と認められるから、異議申立ての対象外と解されるので、当審査会では上記部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

（２）法５条１号該当性について

文書２の６０頁「正担当」欄及び「副担当」欄、文書２の６１頁「担当者」欄、文書３の８８頁「正担当」欄及び「副担当」欄、文書３の８９頁「担当者」欄並びに文書１３の１４９頁「正担当」欄及び「副担当」欄には委託業者の担当者名が、文書１３の１５１頁の８行目５文字目ないし１４行目には委託業者の出資者に関する情報が、文書１３の１５２頁「E-mail」欄には委託業者の担当者のメールアドレスが記録されている。

これらの部分は、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法６条２項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法５条１号に該当し、同条２号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（３）法５条２号イ該当性について

ア 文書２の６０頁、文書３の８８頁及び文書１３の１４９頁の「他スタッフ・業者・専門員」欄について

当該部分には、委託業者が業務の実施に当たり、再委託を行う際の

再委託業者の法人名及び再委託内容が記録されており、これを公にすると、特定会社と再委託先の取引関係に加え、再委託先の各法人にとっては受注した個々の業務内容まで明らかとなり、営業上の内部情報が同業他社等に知られ、営業活動等に支障を生じるおそれがあるなど、各法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることは妥当である。

イ 文書2の77頁（開札調書）について

（ア）入札者名欄について

当該部分には、本件業務の競争入札に応札したものの落札できなかった法人名が記録されており、これを公にすると、当該法人がどのような契約に応札し、落札できなかったかが明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（イ）入札金額及び入札執行調書の順位

当該部分は、本件業務の競争入札に応札したものの落札できなかった法人の入札金額及び入札時の順位である。

当該部分については、上記（ア）のとおり、落札者以外の入札業者名を不開示とすることにより、落札できなかった法人を特定することはできなくなるから、これを公にしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

（ウ）最低入札額欄について

当該部分は、落札業者が入札した価格、即ち落札価格であるが、落札価格は、原処分において既に開示されていることから、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 文書3の110頁（平成25年度収入支出決算（見込）書抄本）のうち、収入欄2行目ないし4行目及び支出欄2行目ないし4行目について

当該部分には、落札業者の収入及び支出の内訳が記録されており、落札業者の財務状況の一端をうかがい知ることのできるものであることから、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお

それがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 文書10（144頁，支出負担行為決議書），文書11（145頁，支出決定決議書）及び文書12（146頁，精算払請求書）の不開示部分について

（ア）文書10及び文書11の「債主」欄の不開示部分には、債主コードが記録されている。

債主コードとは、債主登録している債権者について事務処理上を用いる登録番号、債主それぞれに割り振られた番号であり、同一の業者については同一の債主コードが使用されている。当該部分については、債主である法人名が開示されていることから、これを公しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

（イ）その余の部分は、本件研修事業の委託業者の取引口座の情報（金融機関名・店舗名・預貯金種別・口座番号）が記録されている。当該情報は、法人に関する情報であって、これを公にすると、口座番号等が不正に利用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 文書13の148頁（資格審査決定通知書）について

（ア）当該部分のうち、「役務の提供」欄は、付与数値合計及び等級で構成されている。付与数値合計は当該業者の年間平均（生産・販売）高，自己資本額の合計，流動比率及び営業年数により算出され，等級は付与点数に基づき算出されている。これを公にすると，当該業者の経営状況等が類推されるおそれがあり，当該業者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

以上のことから、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（イ）その余の部分（発行番号，受付番号及び受付機関）は，発行時及び受付時並びに受付窓口に機械的に付与される番号等であると認められることから，これを公にしても，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

カ 文書13の150頁（契約実績）について

当該部分には、委託業者の平成20年度以降の官公庁発注実績が記録されている。

官公庁発注の委託契約については、それぞれの官公庁のホームページで公にされている情報もあることから、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、ホームページ等で公にされていない情報で、かつ法5条2号イに該当すると主張する範囲を確認したところ、該当する情報はないとのことであった。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

キ 文書2の57頁及び76頁、文書3の85頁、110頁ないし112頁、119頁及び130頁、文書12の146頁並びに文書13の147頁の「法人の代表者の印影」又は「法人の印影」について

これらの印影は、いずれも、認証的機能を有するものであって、それにふさわしい形状を有することが認められ、これを公にすると、各法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 法5条6号ロ該当性について

ア 文書1の2頁及び26頁「執行予定価格」欄、文書1の21頁、文書2の77頁及び文書6の139頁「予定価格」欄、文書1の21頁「低入札価格調査額」欄並びに文書2の77頁「差額」欄について
当該部分には、委託業務に係る予定価格等が記録されている。

本件業務のような役務に係る契約においては、予定価格を大幅に変動させる技術的革新や経済状況の変化等が生じる可能性は極めて低く、また、処分庁において、毎年度同様の仕様により継続的に事業を実施していることから、このような、定型的であり、将来、同様の内容の契約を行うことが予定される役務契約に係る予定価格については、これを公にすると、将来における同種又は類似の契約の予定価格を類推させるおそれがあることを否定することはできないと認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすると、将来の同種又は類似の契約において、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になるなど国の機関が行う契約事務に関し、財産上の利益を不当に害するおそれがあるため、法5条6号ロの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 文書1の23頁、文書2の78頁及び文書3の131頁について

当該部分は、平成25年度歳出概算要求額査定表であり、外部に公表している予算書の一部と解されるため、国の財政上の利益又は当

事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号口に該当せず、開示すべきである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条2号イ、4号及び6号口に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、厚生労働省において、本件対象文書1及び本件対象文書2の外に開示請求の対象として特定すべき文書として、本件対象文書3を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであり、諮問庁が本件対象文書1につき、同条1号、2号イ、4号及び6号口に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙5に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号口に該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別紙5に掲げる部分は、同条2号イ及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙 1

厚生労働省主催「第5回自殺未遂者ケア研修会」について、厚生労働省が作成又は取得した情報全て。たとえば、起案や議事録・会議報告書やアンケートや当日配布資料や講演者の選定・謝金・旅費の資料やチラシ広告・インターネット上の告知等の印刷及び設置及び配布や参加者数・申し込み者数・キャンセル数など、とにかく全て。

別紙 2

- 文書 1 「平成 25 年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」の調達に係る一般競争入札について」の起案文書
- 文書 2 「平成 25 年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」の委託契約の締結について」の起案文書
- 文書 3 「平成 25 年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る委託費の精算について」の起案文書
- 文書 4 「平成 25 年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る入札公告
- 文書 5 「平成 25 年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る入札説明書
- 文書 6 「平成 25 年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る予定価格調書
- 文書 7 「平成 25 年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式の委託費の精算について」委託先宛通知
- 文書 8 「平成 25 年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式に係る精算について」官署支出官宛通知
- 文書 9 「平成 25 年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る確認調書
- 文書 10 「平成 25 年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る支出負担行為決議書
- 文書 11 「平成 25 年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る支出決定決議書
- 文書 12 「平成 25 年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る精算払請求書
- 文書 13 「平成 25 年度自殺未遂者ケア研修の開催に係る業務一式」に係る応札した団体の提出書類
- 文書 14 厚生労働省ホームページに掲載した「平成 25 年度自殺未遂者ケア研修」の告知

別紙 3

平成 2 5 年度自殺未遂者ケア研修の開催案内を厚生労働省ホームページに掲載するための依頼を行う際の電子メール及び当該メールに添付されたホームページ登録様式

別紙 4

- 1 平成 2 5 年度 自殺未遂者ケア研修 一般救急版 開催報告書
- 2 平成 2 5 年度 自殺未遂者ケア研修 精神科救急版 開催報告書
- 3 平成 2 5 年度自殺未遂者ケア研修の開催案内を厚生労働省ホームページに掲載するための依頼を行う際の電子メールに添付されたホームページ登録様式以外のファイル

別紙 5

- 1 平成 25 年度歳出概算要求額査定表（文書 1 の 23 頁，文書 2 の 78 頁及び文書 3 の 131 頁）
- 2 最低入札額（文書 2 の 77 頁）
- 3 落札業者以外の順位及び金額（文書 2 の 77 頁）
- 4 債主コード（文書 10 の 144 頁及び文書 11 の 145 頁）
- 5 発行番号，受付番号及び受付機関（文書 13 の 148 頁）
- 6 契約実績（文書 13 の 150 頁）